

I. 学校法人と学校法人会計基準について

1. 学校法人とは

学校法人とは、学校教育法および私立学校法の定めるところにより、私立学校の設置を目的に設立された法人です。企業は営利を目的に事業を行います。学校法人は営利を目的にせず、教育研究活動を行い、その成果を社会的に還元することを目的としており、その特性は、独自の「建学の精神」や「教育研究の理念・目標」に基づき、教育研究の事業を遂行する極めて公共性の高い経営体であり、また自主性の高い経営体としても位置づけられています。

また私立学校振興助成法において、国または地方公共団体から補助金（以下、「私学助成」）の交付を受けている学校法人は、文部科学大臣の定める「学校法人会計基準」に従い財務計算に関する書類を作成することが義務づけられています。

2. 学校法人会計基準とは

私立学校は公共性が極めて高く、安定性・継続性が求められるとともに、中長期的にわたって永続的な維持を可能にするための収支均衡を図ることが求められます。そのような私立学校の特性を踏まえ、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行なうための統一的な会計処理基準として制定されたものが、学校法人会計基準です。

3. 学校法人会計と企業会計のちがい

企業の財政構造が、「モノ」を生産・販売することにより投資した資本を回収するとともに利潤を獲得し、獲得した利潤により、新たな設備投資や既存の設備の改修が可能となる「生産経済体」であるのに対し、学校法人は、学生が入学することで学生納付金により収入を確保できる一方、支出が増加した場合、それに見合った収入の増加を図ることが難しい「消費経済体」です。

そういった中で、企業会計の目的が営利目的の事業活動の成果と財政状態を利害関係者に開示するところにあるのに対し、学校法人会計は財政面から学校経営における教育研究活動の健全性を測定し、開示することを目的としています。

II. 学校法人会計の計算書類について

学校法人が学校法人会計基準に基づき作成しなければならない財務諸表は次のとおりです。

1. 資金収支計算書

資金収支計算書は、当該年度の教育研究活動に対するすべての資金の収入・支出の内容を明らかにし、かつ、支払資金の収入・支出のてん末を明らかにするものです。

2. 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、当該会計年度における収入・支出を経常収支（教育活動収支、教育活動外収支）と特別収支に区分して、教育活動による収支や教育活動外（経常的な財務活動や収益事業に係る）による収支と一時的に発生した臨時的な収支に分けそれぞれの収支状況を把握するものです。

3. 貸借対照表

貸借対照表は、一定時点（決算日）における資産、負債、純資産を表示することにより当該年度末における財政を把握するものです。

Ⅲ. 学校法人会計の用語解説について

1. 資金収支計算書の勘定科目

収入の部	
学生生徒等納付金収入	授業料、入学金、施設設備費等、在学又は入学時に納付される収入をいう。
手数料収入	入学検定料や在学証明、成績証明等の発行手数料の収入をいう。
寄付金収入	用途指定のある特別寄付金と用途指定のない一般寄付金をいう。
補助金収入	国庫や地方公共団体から交付される補助金収入をいう。
資産売却収入	施設・設備や有価証券等の固定資産の売却等による収入をいう。
付随事業・収益事業収入	外部から委託を受けた試験・研究等の受託事業収入やスクールバス運行等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産の運用収入や預金・有価証券等の利息・配当金の収入をいう。
雑収入	施設設備利用料収入、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。
借入金等収入	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来する長期借入金と1年以内に到来する短期借入金をいう。
前受金等収入	翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納金収入をいう。
その他の収入	上記の各収入以外の収入をいう。
支出の部	
人件費支出	専任教職員等に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
教育研究費支出	教育研究活動のために支出する経費をいう。
管理経費支出	管理運営に係る経費や学生募集活動経費等、教育研究活動経費以外に要する支出をいう。
施設関係支出	土地の取得、施設等の建設やそれに付帯する電気、衛生、空調などの設備関係に係る支出をいう。
設備関係支出	教育研究用の機器備品や管理運営のための備品のほか、図書や車両等の支出をいう。
資産運用支出	有価証券の購入等、資産運用に係る支出をいう。
その他の支出	上記の各支出以外の支出をいう。

2. 事業活動収支計算書の勘定科目

教育活動収支・事業活動収入	
学生生徒等納付金	授業料、入学金、施設設備費等、在学又は入学時に納付される収入をいう。
手数料	入学検定料や在学証明、成績証明等の発行手数料の収入をいう。
寄付金	用途指定のある特別寄付金と用途指定のない一般寄付金や施設設備以外の現物寄付金をいう。
経常費等補助金	国庫や地方公共団体から交付される施設設備以外の補助金収入をいう。
付随事業	外部から委託を受けた試験・研究等の受託事業収入やスクールバス運行等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
雑収入	施設設備利用料収入、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。
教育活動収支・事業活動支出	
人件費	専任教職員等に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費、退職金に要する支出のほかに、退職給与引当金繰入額をいう。
教育研究費	教育研究活動のために支出する経費と教育活動に付随する減価償却額をいう。
管理経費	管理運営に係る経費や学生募集活動経費等、教育研究活動経費以外に要する支出と管理運営に付随する減価償却額をいう。
徴収不能額等	学生生徒等納付金等で徴収不能となった場合の支出をいう。
教育活動外収支・事業活動収入	
受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産の運用収入や預金・有価証券等の利息・配当金の収入をいう。
その他の教育活動外収入	収益事業会計からの繰入収入や為替差益などをいう。
教育活動外収支・事業活動支出	
借入金等利息	借入金に伴う利息の支出をいう。
その他の教育活動外支出	為替差損などをいう。
特別収支・事業活動収入	
資産売却差額	資産売却収入が当該資産の帳簿価額を超える場合に、その超過額をいう。
その他の特別収入	施設設備拡充のための寄付金、施設設備の受増額、施設設備の拡充等のための補助金と前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で、当年度の収入となる過年度修正額をいう。
特別収支・事業活動支出	
資産処分差額	資産売却(処分・除却)に伴う当該資産の帳簿価額を下回る場合に、その下回った額をいう。
その他の特別支出	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で、当年度の支出となる過年度修正額をいう。
基本金組入前当年度収支差額	教育活動収支、教育活動外収支、特別収支において、今年度のすべての収入と支出の差額をいう。

3. 貸借対照表の勘定科目

資産の部	
固定資産	有形固定資産と特定資産とその他の固定資産があり、1年を超えて使用される有形の資産で、土地や建物、教育研究用機器備品、基本金引当特定資産や有価証券などがある。
流動資産	現金預金、未収入金(学生生徒等納付金等)などがある。
負債の部	
固定負債	1年以上の借入金や退職給与引当金などがある。
流動負債	1年以内に返済する借入金や未払金、前受金、預り金などがある。
純資産の部	
基本金	第1号基本金:教育活動を行うために取得した固定資産の金額 第2号基本金:将来取得する固定資産のために積立てた金額 第3号基本金:奨学金などの基金として積み立てた金額 第4号基本金:1年間の運転資金を定められた算式により算出した金額
繰越収支差額	過年度からの基本金組入後の収支状況を表す。